

「子ども・子育て支援金」は こんなことに使われます

++++ 児童手当をより手厚く ++++

所得制限がなくなり、支給期間が延長されました。また、第3子以降の手当額が増額され、より手厚い支援となっています。

	以前 ……▶	今
所得制限	960万円未満	所得制限なし
対象となる児童	中学生年代まで	高校生年代まで
第3子以降の 手当額（月額）	1.5万円	3万円

++++ 妊婦さんの経済的支援 ++++

妊娠・出産時に、お子さん1人につき10万円が支給されます。
※クーポン等での給付を選択できる自治体もあります。

妊娠時の支給

5万円



出産時の支給

5万円 × こどもの人数
(胎児)



++++ 育休手当の給付率UP ++++

一定の条件*1を満たすと、育児休業開始から最長28日間は手取り*2で100%相当を受給できます。

男性の
育休取得
を促進!



*1 お子さんの出生直後の一定期間内に、両親がともに14日以上の子育て休業を取得した場合

*2 社会保険料の免除等を含めた実質的な手取り額

++++ 時短勤務時の収入減をカバー ++++

2歳未満の子どもの親が、時短勤務をする場合、時短勤務時の賃金の10%が支給されます。



2026年（令和8年）4月から全国実施予定

++++ こども誰でも通園制度 ++++

利用の目的を問わず、お子さん（生後6か月～3歳未満）を保育所などに預けられる制度が始まります。

ひと月に
10時間の範囲、
1時間単位で
利用可能

親が働いて
いなくても利用
OK!



2026年（令和8年）10月開始予定

++++ 自営業・フリーランス等の方の 育児期間中の 国民年金保険料免除 ++++

休業するかどうかや所得に関係なく、お子さんが1歳になるまで国民年金保険料が免除になります。



子ども・子育て支援金制度は、少子化対策強化のために定められた「こども未来戦略」によるものです。

詳しくは、こども家庭庁ホームページをご覧ください。

こども家庭庁 こども未来戦略

